

宇治市消防本部からのお願い

「消火栓」や「防火水槽」の付近は駐車禁止です

皆さんは、火災現場で消防隊員が放水している姿をご覧になったことがありますか。大規模な火災になると、数多くの消防車からホースが延ばされ、それぞれのホースから消防隊員が放水をします。時には放水が何時間にも及ぶ場合があります。

さて、消防車が消火に使用する水は、どこから吸水しているのかご存じですか。消防車で、池や川の水を吸い上げている場

合もありますが、多くの場合は道路上や歩道脇、公園に設けられた消火栓や防火水槽を利用しています。しかし、道路上に違法に駐車された車両によって、消火栓や防火水槽が使えなくなるといった事態が発生し、消防隊の活動に支障を来すことがあります。「消火栓」や「防火水槽」付近に駐車することは法律でも禁止されていますので、絶対に駐車しないでください。



消火栓の上に車が止まっているため、消防車が消火栓を使用できません。



消火栓など、消防水利の周辺の駐車が禁止されている場所への駐車はやめましょう

道路交通法で駐車を禁止している場所（消防に関するもの）

1 消防水利の周辺

- (1) 消火栓から5メートル以内の部分
- (2) 消防用防火水槽の吸水口又は吸管投入孔から5メートル以内の部分
- (3) 消防用防火水槽の端、またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (4) 指定消防水利（プール、池、井戸、河川等）の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

2 その他

- (1) 消防用機械器具の置場（消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等）の端、またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (2) 火災報知機から1メートル以内の部分
- (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合